

14. 03. 01

変更による新たな意匠登録出願が、もとの出願の意匠の要旨を変更している場合の、変更出願の出願日とその取扱い

変更による新たな意匠登録出願（意13条1項又は2項）が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の出願当初の明細書及び図面に記載された事項の要旨を変更するものであると認められた場合には、変更による新たな意匠登録出願のされた日を出願日として審査を進める。

この場合には、その旨を審査官名で意匠登録出願人に通知する。